

健康の森学園相談支援事業所重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法（又は児童福祉法）に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援（又は障害児相談支援）の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 通常の事業の実施地域
4. 相談受付時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供する相談支援事業
7. 利用料等に関する事項
8. 虐待の防止のための措置に関する事項
9. その他運営に関する重要事項
10. 苦情等の受付について

(法人名) 社会福祉法人 健康の森学園
(事業所名) 健康の森学園相談支援事業所

当事業所は新見市の指定を受けています。

事業所番号 3331000038 (計画相談支援)
3371000013 (障害児相談支援)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 健康の森学園
所 在 地	岡山県新見市哲多町大野2034-5
TEL / FAX	0867-96-2995 / 0867-96-2008
代表者氏名	理事長 黒山 靖弘

2. 事業所の概要

名 称	健康の森学園相談支援事業所
事業所番号	3331000038 (計画相談支援) 3371000013 (障害児相談支援)
目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
事務所所在地	岡山県新見市金谷640-1
TEL / FAX	0867-72-3053 / 0867-72-3054
管 理 者	藤野 章子
事業の種類	指定計画相談支援 (平成26年4月1日指定) 指定障害児相談支援 (平成26年4月1日指定)
運 営 方 針	<p>1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。</p> <p>2 相談支援の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス期間などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。</p> <p>4 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p>

3. 通常の事業の実施地域
新見市内全域とする

4. 相談受付時間
平日（月曜日～金曜日）の午前 9:00～午後 5:00
（祝祭日及び盆休み、年末年始を除く）

5. 職員の体制

職 種	常 勤	非 常 勤	職務の内容
管理者	1名（兼務）		事業の管理運営
相談支援専門員	2名	1名	相談支援

6. 当事業所が提供する相談支援事業

（1）サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成

利用者本人やご家族の居宅等を訪問し、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画等を作成します。

（2）便宜の供与

- ・利用者及びその家族等とサービス等利用計画等に記載のとおり各事業のサービスが提供されているか、モニタリングをして経過について確認し、把握します。
- ・各事業のサービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行ないます。

（3）各事業のサービス等事業計画等の変更

利用者がサービス等利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) サービス等利用計画等作成の手順

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画等の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案(又は障害児支援利用計画)	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画案等」という。)を作成します。
4	サービス等利用計画案等の説明・交付	サービス等利用計画案等の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、サービス等利用計画案等を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案等の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案等の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により、同意を得ます。
7	サービス等利用計画等の交付	完成したサービス等利用計画等を利用者及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(5) 継続サービス利用支援

1	モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画等の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定又は通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。
2	サービス等利用計画等の変更	サービス等利用計画等を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(4)の1～3及び5～7に規定された業務を行います。

7. 利用料等に関する事項

- (1) 計画相談支援又は障害児相談支援にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費をいただきます。
 - ・ 公共機関利用の場合（実費）
 - ・ 事業者の自動車を使用した場合
通常の事業の実施地域（新見市）を超えた時点から1kmあたり25円。
- (3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。
- (4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（(2)については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。
- (5) 但し、特別地域加算を算定する場合には頂きません。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (6) 提供した計画相談支援又は障害児相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。
- (8) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

10. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等の相談
サービスに対する苦情やご意見、サービス利用計画の作成に関するご相談、利用者の記録等の情報開示に関する請求は以下の窓口で受け付けております。

< 苦情受付窓口（お客様相談窓口） >

重本 憲知

岡山県新見市金谷 6 4 0 - 1

[TEL/FAX] 0867-72-3053 / 0867-72-3054

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日は除きます）
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

< 苦情解決責任者 >

藤野 章子

岡山県新見市金谷 6 4 0 - 1

[TEL/FAX] 0867-72-3053 / 0867-72-3054

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日は除きます）
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・健康の森学園第三者委員会

岡山県新見市哲多町大野 2034-5

- ・岡山県運営適正化委員会

岡山市北区南方 2 - 1 3 - 1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

TEL 086-226-9400

FAX 086-226-9400

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日は除きます）

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

< 虐待防止に関する相談窓口 >

重本 憲知

岡山県新見市金谷 6 4 0 - 1

[TEL/FAX] 0867-72-3053 / 0867-72-3054

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日は除きます）
9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

責任者：藤野 章子

健康の森学園相談支援事業所が提供する計画相談支援（又は障害児相談支援）事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者名 社会福祉法人 健康の森学園
住 所 岡山県新見市哲多町大野 2 0 3 4 - 5
事業所名 健康の森学園相談支援事業所

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、健康の森学園相談支援事業所における計画相談支援（又は障害児相談支援）事業の利用開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理人（家族等）
住 所
氏 名 印
続 柄